

助成金

石綿取扱い作業従事者特別教育

1 教育の目的

石綿等が使用されている建築物、工作物または船舶の解体等の作業(石綿則第4条)を行う際、石綿によるばく露により肺がんなどの重度な健康障害を引き起こす危険性があることから作業を行う従事者には、特別教育(安衛則第36条37号)の修了者を就かせることが事業者には義務付けられています(安衛法第51条3項)。

平成26年6月の石綿障害予防規則の改正に伴い、新たな「石綿ばく露防止に関する技術上の指針」を組み込んだ最新の特別教育として実施するもの。

2 受講対象

満18歳以上で、石綿が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業の業務に従事する者。

3 科目及び時間(途中休憩を含む)

科 目	時 間	時 間 割 (昼休み時間)
石 綿 の 有 害 性	0.5	8 : 5 0 ~ 9 : 2 0
石 綿 等 の 使 用 状 況	1	9 : 2 0 ~ 1 0 : 2 0
石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	1	1 0 : 2 5 ~ 1 1 : 2 5
保 護 具 の 使 用 方 法	1	1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0 (12:30~13:20)
関 係 法 令	1	1 3 : 2 0 ~ 1 4 : 2 0

4 受講料(テキスト代840円(消費税込み)を含む。)

会 員	非 会 員
8, 5 4 0 円	8, 5 4 0 円

注① 会員で助成金を申請しない方は、テキスト代の支部補助金840円を差し引いた7,700円が受講料となります。

注② 非会員のテキスト代補助はありません。

注③ 欠席の場合等は、原則として返金致しません。

5 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

6 助成金

助成金に関しては、人材開発支援助成金の申請について申請する事業所は必要書類を作成してお渡し致します。

7 受講当日の携行品等
受講票・筆記用具・マスク

8 実施日・会場
実施日 令和4年8月29日

会 場 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 TEL 0952-26-1563